

## さいたま市男女共同参画推進事業者表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市における男女共同参画の推進に積極的な事業者を表彰し、その取組を広く周知することにより、事業者及び市民の男女共同参画への意識を高め、もって、本市の男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 表彰の対象となる事業者は、次の各号のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を置く企業その他団体で、常時雇用する従業員の数が300人以下のもの
- (2) 男女共同参画の推進に積極的に取り組み、その成果をあげていること。
- (3) 第4条の規定による申請の日現在において、市内で3年以上継続して事業を営んでいること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、さいたま市男女共同参画推進事業者表彰を受けることができない。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（第3号において「暴力団」という。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 公租・公課を滞納しているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

(募集)

第3条 さいたま市男女共同参画推進事業者表彰の募集は、毎年度1回、期間を定めて行うものとする。

(申請の方法)

第4条 この要綱による表彰に申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請書（様式第1号）
- (2) 定款、寄付行為、会則その他の事業者の概要を示す書類で市内において3年以上継続して事業を営んでいることがわかるもの

- (3) 役員及び事業関係者の名簿
- (4) 会社案内、パンフレットその他の事業者の事業内容を紹介するもの
- (5) 次世代育成法支援対策法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画  
※策定済みの場合のみ
- (6) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画  
※策定済みの場合のみ
- (7) 育児・介護休業に関する規程、就業規則等
- (8) ハラスメント防止に関する規程等  
※規程済みの場合のみ
- (9) その他申請書の記載内容を補足するもの  
(選考)

第5条 市長は、前条の規定により申請した事業者を選考するため、選考委員会を設置する。

- 2 市長は、選考委員会の選考結果に基づき、被表彰事業者を決定する。  
(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により被表彰事業者を決定した場合は、さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請に係る結果通知書（様式第2号）により第4条の規定により申請した事業者に通知するものとする。  
(表彰の方法及び公表)

- 第7条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与することにより行うものとする。
- 2 表彰された事業者については、情報誌、ホームページ等への掲載を通じ、その取組の内容等を周知するものとする。  
(確認調査)

第8条 市長は、被表彰事業者又は第4条の規定により申請した事業者に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。  
(表彰の取消し)

- 第9条 市長は、被表彰事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請により表彰を受けたとき。
  - (2) その他、市長が不適格を判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により表彰を取り消したときは、さいたま市男女共同参画推進事業者表彰に係る取消通知書（様式第3号）により、表彰を取り消した被表彰事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により表彰の取り消しを受けた被表彰事業者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して3年間、表彰の申請を行うことができない。  
(事務局)

第10条 表彰に関する事務は、市民局市民生活部男女共同参画課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請書

（宛先）さいたま市長

申請者	所在地	〒 ー		
	フリガナ			
	事業者			
	フリガナ			
	代表者名	印	役職	

さいたま市男女共同参画推進事業者表彰について、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

1. 事業者概要

設立年月日	年 月 日	業種名								
常時雇用する 従業員数 (申請日現在)	人	男女別	男性	人	うち 正規社員	男性	人	うち 管理職	男性	人
			女性	人		女性	人		女性	人
事業概要										
ホームページ										

2. 行動計画の策定について

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

<input type="checkbox"/> 策定済 <input type="checkbox"/> 策定中 <input type="checkbox"/> 未策定	【取組内容】	※行動計画を策定済の場合は添付してください。

「次世代育成支援対策推進法」では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のための取組を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、常時雇用する労働者が100人を超える事業主は、実施する職場環境の整備等のための取組に関する行動計画を策定し、届け出なければならないと規定されています。（100人以下の事業主については努力義務）

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく行動計画の策定について

<input type="checkbox"/> 策定済 <input type="checkbox"/> 策定中 <input type="checkbox"/> 未策定	【取組内容】	※行動計画を策定済の場合は添付してください。

「女性活躍推進法」では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、女性労働者に対する活躍の推進に関して、状況把握、課題分析、行動計画の策定等について、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対して義務づけられています。（300人以下の事業主については努力義務）

3. ワーク・ライフ・バランスに関する取組について

(1) 子育てと仕事の両立

①育児休業・子の看護休暇・子の養育に係る短時間勤務等取得実績

実施制度 及び実績	
--------------	--

②独自の取組・法定以上の取組等

取組内容	
------	--

(2) 介護と仕事の両立

①介護休業・介護休暇・介護に係る短時間勤務等取得実績

実施制度 及び実績	
--------------	--

②独自の取組・法定以上の取組等

取組内容	
------	--

4. 職場環境の改善

(1) 勤務時間・形態、残業時間の縮減、有給休暇取得率向上、研修、独自休暇などに関する取組について

取組内容	
------	--

(2) 妊娠・出産・育児・介護等に係るハラスメント防止への取組について

取組内容	
------	--

(3) 女性の能力活用や職域拡大に関する取組について

取組内容	
------	--

(4) その他男女が共同して参画する社会づくりへの積極的な取組について

取組内容	
------	--

5. さいたま市男女共同参画推進事業者表彰に係る誓約について

次の誓約事項について、該当する場合は□にレを記入してください。

- 当事業者は、「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰実施要綱」第2条第2項各号（暴力団員、公租公課の滞納等）に掲げる事由に該当する事業者ではありません。
- 申請書の内容に虚偽の記載はありません。

代表者自署 \_\_\_\_\_

㊞

担当者 連絡先	所属		電話番号	
	職		F A X	
	氏名		E-mail	

※ 書ききれない場合は、別紙に記入してください。

【備考】

1. 申請に必要な書類は、次のとおりです。

- (1)定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類で市内において3年以上継続して事業を営んでいることがわかるもの
- (2)役員及び事業関係者の名簿
- (3)会社案内、パンフレットその他申請事業者の事業内容を紹介するもの
- (4)次世代育成法支援対策法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画 ※策定済みの場合のみ
- (5)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届、行動計画 ※策定済みの場合のみ
- (6)育児・介護休業に関する規程、就業規則等
- (7)ハラスメント防止に関する規程等 ※規程済みの場合のみ
- (8)その他申請書の記載内容を補足するもの

2. 今後の選考において、取組内容等の詳細についてお尋ねする場合や、関係資料のご恵与をお願いする場合があります。

3. 選考にあたっては、制度の有無だけでなく、その活用に対する取組や実績を重視します。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

さいたま市長



さいたま市男女共同参画推進事業者表彰申請に係る結果通知書

貴事業者より、 年 月 年付けで申請のありました標記の表彰申請  
については、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 貴事業者は、事業者における男女共同参画に関する取組を積極的に実施し、その取組が特に顕著であるため、「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰することに決定しました。  
表彰式の日時等については、別途お知らせいたします。
2. 貴事業者は、事業者における男女共同参画に関する取組を積極的に実施していただいておりますが、今回は、残念ながら、表彰対象事業者となりませんでした。  
今後とも男女共同参画の推進に関する取組の実施に努めていただきますようお願いいたします。



様式第3号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

さいたま市長



さいたま市男女共同参画推進事業者表彰に係る取消通知書

年 月 日付けで通知しましたさいたま市男女共同参画推進事業者表彰  
については、下記の理由により表彰を取り消します。

記

表彰を取り消す理由